

明日に向かって2016

明日に向かって！

職場開拓員～三浦政雄が今日も行く！



4月より本校2度目の職場開拓員として勤務しております。毎日、高等部生徒の職場実習先を訪問し、担当者への実習のお願いと内容について話し合います。まれに代表取締役社長とも話し合いをする場合もあります。この話し合いは一度では決まらず、誠意をもって数回訪問、そしてやっと実習受け入れ了解を得ます。学校側の実習計画と事業者側との時期的折り合いが合えば、2週間の実習が可能になり実施されます。中には実習受け入れをお断りする事業所もあります。しかし大概の事業所は本校生徒の実習に対し理解を示し、協力してくれます。本当に有り難いものです。

また、校外での現場・地元実習だけでなく、校内実習で使う資材（箱折り作業の箱など）の借用についてお願いするのも私の仕事です。生徒は最初、難しい作業に戸惑っておりますが、慣れてくれば目をランランと輝かせ、とにかく一心不乱に作業に向かいます。その姿は本当に清々しく「大曲支援学校の誇り」をしっかり受けとめている感じです。

校内実習、現場実習、地元実習と3年間で学ぶことは、将来生徒にとって必ず大きな宝になることでしょう。焦らず・気負わず・正確に作業すればきっと事業所は認めてくれます。しっかり頑張ってもらいたいものです。

燃えるような朝の熱き太陽を一身に受け、「さあ、今日も大曲支援学校生の地元実習先、現場実習先の事業所開拓に向かうぞ！」

※三浦さんには、本校・せんぼく校の実習先や進路先を開拓していただいています。

職業教育フェスティバル 開催！

7月15日(金)、秋田市にぎわい交流館AUで、秋田県特別支援学校職業教育フェスティバルが行われました。その中で行われた、第15回秋田県障害者技能競技大会に本校から4名の生徒が参加し、喫茶サービス部門で、高等部2年木村大河さんが金賞を受賞しました。パソコンデータ入力部門では、高等部2年佐々木望さんが金賞と県知事賞を受賞しました。

特別支援学校作業学習実践交流会では、他校の作業学習の実演を見たり、収穫した農作物を加工した食品の試食をしたりした後で、活発に感想を述べ合いました。



9月2日(金)に本校を会場にして、福祉事業所・雇用状況等説明会を行います。障害者雇用や就職活動、在学中や卒業後の福祉事業所のサービス等について、詳しい情報を直接質問できる機会となります。今後の進路選択のために、ぜひ御参加ください。詳しい案内は、後日配付します。



税金控除・公共料金の割引について

療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象に、次のような控除や割引があります。

〈所得税・地方税の控除〉 問合せ先：大曲税務署（大仙市、仙北市、仙北郡にお住まいの方）

区分	対象となる手帳所持者	所得税控除額	市・県民税控除額
障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円 ※同居の場合：75万円	30万円 ※同居の場合：75万円

〈公共料金等の割引〉

◆バス運賃の割引（羽後交通の場合） 問合せ先：羽後交通大曲営業所

	第1種身体障害者手帳または療育手帳A を持つ方が介助者と共に乗車する場合	第2種身体障害者手帳または療育手帳B を持つ方、精神障害者保健福祉手帳を持つ 方が単独で乗車する場合
割引対象者	本人・介助者	本人
普通乗車券	半額	半額

※他に回数券や定期券運賃の割引もあります。

◆JR 運賃の割引 問合せ先：各旅客鉄道窓口または JR 東日本お問い合わせセンター

	第1種身体障害者手帳または療育手帳A を持つ方が介助者と共に乗車する場合	第2種身体障害者手帳または療育手帳B を持つ方が単独で乗車する場合
割引対象者	本人・介助者	本人
普通乗車券	半額	片道101km以上の場合半額

◆タクシー運賃の割引 問い合わせ先：各タクシー会社

秋田県ハイヤー協会に加入しているタクシーを利用すれば、身体障害者手帳または療育手帳を提示すると料金が1割引になります。

在学中に利用できる福祉サービス



家庭の事情で放課後や休日、長期休業中に見守りができない場合は、福祉施設の各種サービスを利用できます。また、自宅で介護等の居宅サービスを受けることもできます。いずれの場合も手帳（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）が必要となります。

◆短期入所：自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間含む）施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行う。

◆日中一時支援（放課後等デイサービス含む）：放課後等に遊びや生活の場を提供するなどの支援を行う。

問い合わせ先：大仙市健康福祉部社会福祉課、美郷町福祉保健課、仙北市市民福祉部社会福祉課

※施設によっては、1日の利用定員があるため希望する日時に利用できない場合があります。

長期休業中に利用したい場合は早めの申請をお勧めします。

各種手帳は定期的に更新が必要です！更新切れになると、これらの控除や割引、福祉サービスを受けられなくなりますので、手帳に記載されている「次期判定年月」を確認の上、早めに更新をしましょう。